

令和2年6月2日

組合員・被扶養者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた
予防検診（人間ドック、脳ドック及び併診ドック）等の対応について

日頃、本組合の事業運営にあたりましては、格別なるご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県を含む全国の緊急事態宣言が5月25日に解除されたことに伴い、緊急事態宣言の解除を踏まえた予防検診等における本組合の取り扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 予防検診（人間ドック、脳ドック及び併診ドック）及び歯科健康診査

少なくとも緊急事態宣言の期間中、申込みを控えていただいておりますが、申込みの受付を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る対応が医療機関ごとに異なりますので、医療機関の指示に従い、受診していただきますようお願いいたします。

また、人間（併診）ドックにおける肺機能検査については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各医療機関の判断により、当面の間、中止にしても差し支えないこととしていますが、ドック料金は他の検査項目と合わせたセット料金で契約をしていることから、中止となる検査分の減額は行いませんので、予めご了承願います。

2 特定保健指導（初回面接）

緊急事態宣言の解除に伴い、令和2年6月から再開いたします。

ただし、共同会場における特定保健指導（初回面接）については、6月以降も貸館業務を中止している会場があり、実施できない会場があること、また、セミナー形式であることにより、同一の場所に複数の指導対象者が集まる特性から、各会場において感染防止策が講じられることを確認できるまで、当面の間、中止させていただきます。

また、指導対象者の皆様へは、次の感染防止策のご協力をお願いいたします。

- (1) 発熱等のかぜの症状がある場合は、初回面接を実施することができませんので、面接実施日に症状がある場合は、実施機関へお申し出ください。
- (2) 面接当日は、指導員及び指導対象者ともに、マスクの着用を必須とさせていただきます。
- (3) 筆記用具は感染源となり得ること、及び貸出後の消毒が困難であることから、面接当日の筆記用具の貸出しは禁止とさせていただきます。
面接当日は、筆記用具を忘れずにお持ちください。
- (4) その他、面接当日は、実施機関の指示に従って受けていただきますようお願いいたします。